

ながいき版

2010年4月2日 発

共同発行責任者

□■□■□■□

- ・酒井 洋樹
- ・片岡 啓治
- ・緑川 千里
- ・高 仲 茂
- ・高山 昌治
- ・小高 陽一
- ・東 間 永正
- ・柴 崎 正勝
- ・小 泉

年金差押えによる孤独死事件

今年1月、一人暮らしの高齢者(77歳)が、村に年金口座を差押えられ、生活困窮の末、亡くなられたと新聞で報道されました。

議会は、法律で禁止されている年金の差押えによる事件であり、事態を重く見て、調査委員会を設置し、次の三点について調査しました。

- (1) 事実関係の究明
- (2) 法令との適合関係の検証、
- (3) 人権保護の観点に基く再発防止策の検討

(1) 事実関係は

滞納整理は税務課長の独断ではできないため、税務課長が村長と協議した上で、村長の判断により実行されます。

村長が差押えを指示した理由は、これまでは、差押えして脅かすと相手がビククリしてすぐに連絡があり、徴税に効果があった。今回も同様に考え、昨年10月、年金口座を差押えました。

案の定、被害者から電話で連絡があり、分割納付の約束をしたが、約束どおり納付しなかったため、12月分の年金も差押えた。

それでも、何の連絡もなかったため、悪質だと判断し、換価 銀行口座から引き落した」ということでした。

この間、被害者とは一度も面談をしておりません。

現地調査した議員の報告では、年金のほぼ全額を換価された結果、生活に困り、衰弱して亡くなられたものであり、所持金はわずか120円、死因は「餓死」とのことでした。

事件後の村の対応ですが、村長は、手続きに問題はないと判断しているため庁内調査機関は設置していない。今後、滞納整理方法の見直しを検討したい」とのことでした。

(2) 法的な問題点は

① 最低限度の生活を営む権利を保障する憲法第25条、財産権を保障する同法第29条に反する。

② 滞納整理記録と差押えられた口座の入出金記録をみると、知人からの借金と思われる小額の入金を、年金以外の所得と断定して差押えたものであり、年金の差押えを禁止する国民年金法第24条、厚生年金保険法第41条、国税徴収法第77条に違反。

③ 最低限度の生活費として、口座残高が10万円未満となる差押えを禁止する国税徴収法施行令第34条に違反。

(3) 再発防止に向けて改善すべき点は

① 村の滞納整理マニュアルは、差押えの際、異議申立てができる旨を通告するだけで、差押え解除申請権等の滞納者の権利は告知せず、また、徴税職員は滞納者に有利な情報を提供してはならないと規定しており、強圧的かつ非人道的なもので、根本的な改善を要する。

② 滞納整理は、必ず面談し、代位弁済者の有無等、滞納者の実態を正確に把握した上で行い、生活が営めるよう配慮するとともに、生活相談等に応じることで。

この事件の一番の問題は、一度も面談をせずに、差押え、換価したことです。

12月18日に差押えした後、被害者から連絡がなかった。

この時に、悪質と断定せずに、連絡できない事情があるのではないかと人道的判断をし、村長が税務課長に面談を指示していれば、救われた命だったと思います。

議会は、このような悲惨な事件が二度と起きないように、高齢者を不安に陥れることのないように要望してまいります。

朝日新聞に 掲載された記事

税金の滞納理由 年金口座差し押さえ

77歳男性が孤独死

鶴川市内で今年1月、木造2階建てのアパートの1階の部屋で薄い布団をかけ、仰向けに寝た状態で死んでいた男性(77)が発見された。男性は独り暮らしで、ミイラのようにやせ細っていたという。税金滞納を理由に年金が振り込まれる銀行口座を差し押さえられ、電気も止まった寒い部屋での孤独死だった。

(高木和男)

男性は長生村に住んでいた1999年度から2001年度にかけて村民税を滞納。07年に鶴川市に転居した男性に対して、同村税務課は督促を繰り返したが、返事がなく、滞納が続いたため、昨年10月と12月に年金が振り込まれる男性の銀行口座を差し押さえたといい。

10月に差し押さえられた時に男性から同村に連絡があり、分納で滞納額を支払う方法などを担当者と話し合った。この日、私用に使ったタクシー代5千円を差し押さえ額から除いて欲しいと言われ、同額は解除したという。

しかし、その後も残された滞納額が納税されないため、12月も年金を

差し押さえた。

年金の差し押さえで男性は生活費に困窮したとみられ、11月ごろから電気は止まっていたという。家賃3万7千円も滞納していた。

不動産業者は男性の携帯電話にかけても連絡が取れなかったことから、昨年12月下旬に部屋を訪れると、玄関の力半はかかり、返事はなかった。

今年1月初旬に行った時には力半は開いていたため呼びかけたが返事はなかった。同16日午後、心配になって部屋の中に入ると、仰向けの状態で死んでいたという。

死因は心不全と見られるが、やせて衰弱した様子だったという。遺骨は親族が引き取った。

男性は年金を担保に借金したことがあり、返済期間中は生活保護を受けていた。ただ、昨年2月に借金を完済した後は生活保護の支給はなくなったという。

同村税務課は「税金の滞納者に対して手順を踏んで銀行口座を差し押さえたもので、手続的には何ら問題はない」と話している。

不動産業者が発見

く取り立てたのか、懐かえる」と話している。

長生村議会

「村長謝罪を」

差し押さえ孤独死

税金滞納を理由に長生村から年金振り込みの銀行口座を差し押さえられていた無職の男性(77)が孤独死した問題で、村議会は29日、中村秀美議長名で石井俊雄村長あてに税金の滞納整理の改善に関する要望書を提出する。督促する際には滞納者の生活を配慮すべきだとし、石井村長に対し、「自らの過失を認め、遺族に謝罪すること」を求めている。

議会は、調査委員会の協議結果を要望書にまとめた。銀行口座の差し押さえなどで税金滞納を整理する際は該当者の生存権を保障し、直接面談して状況を正確に把握し、生活が営めるよう配慮すべきだとした。

栄養失調などが死因

鶴川・孤独死

税金滞納を理由に長生村税務課によって年金が振り込まれなかった銀行口座を差し押さえられた、孤独死した無職男性(77)の死因は心不全と栄養失調障害だったと、男性の長男(55)が26日、明かした。鶴川市などから死因の説明を受けたいという。

長男は「お父さん、父親は親と離婚して、同様に住んだ後、鶴川市内のアパートで死

居した。長男を含む家族らとのつきあいは途絶えており、遺体を発見した不動産業者が、偶然このアパートに居た小箱の差出人だった北海道にいる親族に連絡。長男もその後、死を知ったという。検視は同市内の病院で行われた。

長男は「やせ細っていた。生活に困窮していた父親を(村は)なだめられど厳し

3月29日	
2月27日	2月22日

長生村役場「手続き的に問題はない」